

広島県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町戸谷字砂畑一〇五六〇の八、一〇五六〇の九、一〇五六〇の一〇、一〇五六四の四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅